

瑞浪市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

項 目	記載する内容	
目 的	建築物の所有者に対して、耐震化に関する意識の啓発や情報提供を行うことで、住宅の耐震化をさらに促進する。	
位置付け	耐震改修促進計画を一部改正し、アクションプログラムを位置付ける。	
緊急耐震重点区域	瑞浪市全域	
対象建築物	緊急耐震重点区域内に存するすべての住宅※（賃貸共同住宅を含む。） ※建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に新築工事に着手した建築物に限る。	
計画期間	平成 28 年から平成 32 年度までとする。 ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。	
戸別訪問の実施	木造住宅	過年度：H22～28 年度（耐震戸別訪問事業） 計 画：H29 年度（耐震戸別訪問事業）
	非木造建築物 （分譲マンション）	過年度：旧耐震基準のマンション該当なし
	非木造建築物 （住宅・賃貸マンション）	計 画：H29 年度（現況調査） H30～H32 年度（業務委託）
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士による簡易な耐震診断 ・ 耐震相談士による耐震相談会の実施 	
連 携	地域団体や関係団体（岐阜県建築物地震対策推進協議会）と連携	
実績の公表	毎年、瑞浪市ホームページにて、次の項目を公表する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問戸数 ・ 耐震診断実績 ・ 耐震改修工事費補助の実績（既に公表済） 	